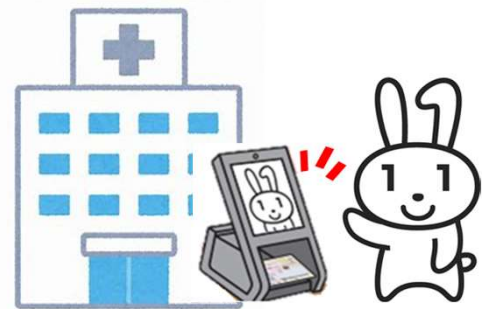
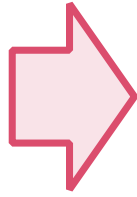
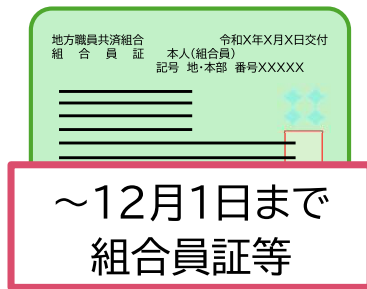


組合員証等は 令和6年12月2日から交付されません

ご注意ください



- 組合員証及び被扶養者証（以下「組合員証等」といいます。）は、令和6年12月2日から、新たな交付は行われず（※1）、マイナ保険証に一本化されます。
- これからはマイナ保険証（※2）で医療機関等を受診しましょう！

※1 現在お使いの組合員証等は、令和6年12月2日以降、最大1年間（組合員証等に記載の有効期限または令和7年12月1日まで）、使用可能です。

※2 マイナ保険証とは、健康保険証利用の登録を行ったマイナンバーカードのことをいいます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、
受診の前に、次の2つをご準備ください

STEP1.

マイナンバーカードを申請
■ 申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
（パソコン・スマートフォンから）
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを
健康保険証として利用登録

■ 利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② セブン銀行ATMから行う
- ③ 医療機関・薬局の受付で行う



ご利用の案内
（当組合HPへ）



令和6年10月下旬に、原則、すべての組合員及び被扶養者の
方に「資格情報のお知らせ」を送付します

- 当組合では、皆様に安心してマイナ保険証をご利用いただけるよう、令和6年10月下旬に、原則、すべての組合員及び被扶養者の方を対象に、「資格情報のお知らせ」を送付します。
- お手元に届きましたら、記載内容とご自身の情報に誤りがないかご確認ください。万が一誤りがある場合は、支部までご連絡ください。



地方職員共済組合 長崎県支部
TEL: 095-895-2165

